

特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き

山形県

(令和3年6月9日施行 改正NPO法・改正県NPO法施行条例等対応版)

特定非営利活動法人の設立・運営に関する窓口

山形県では、特定非営利活動法人の設立認証申請に関する事務を県総合支庁及び権限移譲市町で行っております。各種申請・届出等に関しては、各窓口へ御相談願います。また、担当者が不在の場合もございますので、窓口へお越しになる場合は、事前に御連絡くださるようお願いいたします。

○村山地域

村山総合支庁総務課（山形市、上山市、村山市、河北町にのみ事務所を置く NPO 法人を除く）

所在地：山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号 TEL：023-621-8107

山形市企画調整課（山形市にのみ事務所を置く NPO 法人）

所在地：山形市旅籠町二丁目 3 番 25 号 TEL：023-641-1212（内線 222）

上山市市政戦略課（上山市にのみ事務所を置く NPO 法人）

所在地：上山市河崎一丁目 1 番 10 号 TEL：023-672-1111（内線 223）

村山市政策推進課（村山市にのみ事務所を置く NPO 法人）

所在地：村山市中央一丁目 3 番 6 号 TEL：0237-55-2111（内線 275）

河北町まちづくり推進課（河北町にのみ事務所を置く NPO 法人）

所在地：西村山郡河北町谷地戊 81 TEL：0237-73-2116

○最上地域

最上総合支庁総務課

所在地：新庄市金沢字大道上 2034 TEL：0233-29-1360

○置賜地域

置賜総合支庁総務課（南陽市にのみ事務所を置く NPO 法人を除く）

所在地：米沢市金池七丁目 1 番 50 号 TEL：0238-26-6006

南陽市教育委員会社会教育課（南陽市にのみ事務所を置く NPO 法人）

所在地：南陽市三間通 436 番地の 1 TEL：0238-40-8997

○庄内地域

庄内総合支庁総務課（庄内町にのみ事務所を置く NPO 法人を除く）

所在地：東田川郡三川町大字横山字袖東 19 番地 1 TEL：0235-66-5417

庄内町企画情報課（庄内町にのみ事務所を置く NPO 法人）

所在地：東田川郡庄内町余目字町 132 番 1 TEL：0234-42-3571

認定特定非営利活動法人等の認定等に関する窓口

山形県では、認定特定非営利活動法人等の認定申請に関する事務を県総合支庁及び山形県庁消費生活・地域安全課で行っております。認定等の手続きに関しては、各窓口へ御相談願います。また、担当者が不在の場合もございますので、窓口へお越しになる場合は、事前に御連絡くださるようお願いいたします。

○村山地域

村山総合支庁総務課（山形市、上山市、村山市、河北町にのみ事務所を置く NPO 法人を除く）

所在地：山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号 TEL：023-621-8107

山形県庁消費生活・地域安全課（山形市、上山市、村山市、河北町にのみ事務所を置く NPO 法人）

所在地：山形市松波二丁目 8 番 1 号 TEL：023-630-3157

○最上地域

最上総合支庁総務課

所在地：新庄市金沢字大道上 2034 TEL:0233-29-1360

○置賜地域

置賜総合支庁総務課（南陽市にのみ事務所を置く NPO 法人を除く）

所在地：米沢市金池七丁目 1 番 50 号 TEL：0238-26-6006

山形県庁消費生活・地域安全課（南陽市にのみ事務所を置く NPO 法人）

所在地：山形市松波二丁目 8 番 1 号 TEL：023-630-3157

○庄内地域

庄内総合支庁総務課（庄内町にのみ事務所を置く NPO 法人を除く）

所在地：東田川郡三川町大字横山字袖東 19 番地 1 TEL：0235-66-5417

山形県庁消費生活・地域安全課（庄内町にのみ事務所を置く NPO 法人）

所在地：山形市松波二丁目 8 番 1 号 TEL：023-630-3157

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法	特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）
法令	特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）
法規	特定非営利活動促進法施行規則（平成 23 年内閣府令第 55 号）
NPO 法人	特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
認定 NPO 法人	特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定 NPO 法人	特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項に規定する特例認定特定非営利活動法人
認定 NPO 法人等	認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
措法	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
措令	租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
措規	租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
法人法	法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）
法人令	法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）
法人規	法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）
所法	所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
所令	所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）
所規	所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）
相規	相続税法施行規則（昭和 25 年大蔵省令第 17 号）
組登令	組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）
行手法	行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）

目次

第1章 法律の概要	2
1 法律の目的等	3
(1) 法律の目的	3
(2) NPO 法人になるための基準	3
2 NPO 法人設立の手続	3
3 NPO 法人の管理・運営	4
4 NPO 法人格取得後の義務	5
(1) 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出	5
(2) 納税	5
5 認定 NPO 法人制度の概要	6
(1) 認定 NPO 法人とは	6
(2) 特例認定 NPO 法人とは	6
(3) 認定 NPO 法人等になることによるメリット	6
(4) 認定の基準	7
(5) 欠格事由	7
(6) 認定等の有効期間等	8
第2章 特定非営利活動法人の設立について	10
1 設立の認証のための申請手続	11
(1) 認証の申請	11
(2) 認証又は不認証の決定	11
(3) 法人成立後の届出	11
2 認証の基準	12
<様式例>	16

第3章 認定NPO法人制度について	48
導入編	49
1 認定NPO法人等になるまでのフロー	50
2 認定等申請手続	51
3 事前チェックシート	52
解説編	66
1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続.....	69
(1) 認定を受けようとする場合	69
(2) 特例認定を受けようとする場合	69
(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合	70
(4) 認定NPO法人等の役員報酬規程等の提出義務	70
2 認定等の基準の概要	79
(1) 認定の基準の概要	79
(2) 欠格事由の概要	82
3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準	83
4 特例認定NPO法人としての特例認定を受けるための基準.....	96
5 欠格事由	96
6 認定NPO法人等の税制上の措置	99
<様式例>	105
第4章 法人の管理・運営について	152
1 NPO法人の報告義務.....	153
(1) 事業年度終了後の報告	153
(2) 役員変更等の届出	155
(3) 定款の変更	157
2 NPO法人の情報公開.....	161
3 NPO法人に対する監督等.....	162

(1) 報告及び検査	162
(2) 改善命令	162
(3) 設立の認証の取消	162
(4) 罰則	162
＜様式例＞	164
4 認定 NPO 法人等の報告義務	201
(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告	201
(2) 助成金の報告	202
(3) その他の報告	202
5 認定 NPO 法人等の情報公開	204
(1) 認定 NPO 法人等の情報公開（閲覧）	204
(2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）	205
6 認定 NPO 法人等に対する監督等	207
(1) 認定 NPO 法人等に対する報告及び検査	207
(2) 認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等	208
(3) その他の事業の停止	208
(4) 認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し	208
(5) 罰則	210
＜様式例＞	212
第5章 法人の合併、解散について	228
1 NPO 法人の合併	229
2 合併法人に係る認定等の基準の適用	229
(1) 合併によって設立された NPO 法人が申請を行う場合	229
(2) 合併後存続した NPO 法人が申請を行う場合	233
(3) 認定 NPO 法人等の合併	236
＜様式例＞	241

3 NPO 法人の解散・清算	247
(1) NPO 法人の解散	247
(2) 清算の結了手続	247
<様式例>	250
特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き Q&A	256
参考法令等	290
特定非営利活動促進法	292
特定非営利活動促進法施行令	338
特定非営利活動促進法施行規則	346
特定非営利活動促進法施行条例	363
特定非営利活動促進法施行条例施行規則	366
組合等登記令	397
「NPO 法の運用方針」について	406
NPO 法上の罰則一覧	413